

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和2年10月9日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、東京高等裁判所令和2年6月8日判決（令和元年（行コ）第227号。以下「本件東京高判」という。）を引用した上で、以下の理由により、本件処分のうち、後期高齢者医療等の被保護者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求める部分については、著しく衡平を失っており、裁量権の範囲を逸脱した違法がある旨を主張している。

- 1 処分庁は、請求人またはその親族に対して、遺産分割により姉の相続財産を取得した場合に保護費の返還決定がなされる可能性がある事実、返還決定の際には支給された医療扶助全額が返還対象となり、後期高齢者医療及び国民健康保険の被保険者であった場合の医療費の自己負担割合と比較すると返還額が高額となる事実、これらの点

から、生活保護を継続すると、後期高齢者医療及び健康保険の被保険者であった場合には支払う必要のなかった医療費相当額を支払うことになる可能性があるため十分な検討を要する事実に係る説明を行わず、漠然と生活保護が継続された。

2 ○○弁護士は請求人の親族の代理人であり、令和元年10月9日時点では少なくとも事理弁識能力を喪失している請求人に代わり、保護継続の必要性を親族と協議できる立場にいた。処分庁は、○○弁護士から連絡があった際に、上記(1)と同様の説明を行い、親族が生活保護の継続を判断できる機会を与えるべきであった。

3 処分庁は、保護の実施機関として、積極的に親族等に財産照会を行い、請求人が姉の法定相続人の地位を取得した事実を把握する必要性があった。

4 請求人に対して支給された保護費のほとんどは、請求人の医療関連費用に充てられており、その点を処分庁も認識していた。医療関連費用は「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号。厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。)の「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられた」費用に該当するから、例外的に費用返還の対象から除外すべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 2月15日	諮問

令和4年 3月15日	審議（第65回第1部会）
令和4年 5月19日	審議（第66回第1部会）
令和4年 6月30日	審議（第67回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 費用返還義務についての法の定め

また、法63条は、被保護者が急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない旨規定している。これは、法4条1項にいう要保護者に利用し得る資産があるにもかかわらず、保護の必要が急迫しているため、その資力を現実に活用することができない等の理由で同条3項により保護を受けた保護受給者がその資力を現実に活用することができる状態になった場合の費用返還義務を定めたものであると解されている（最高裁判所昭和46年6月29日判決（最高裁判所民事判例集25巻4号650頁）

参照)。

そして、法63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている(生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにする「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。問13-5(答)(1)参照)。

(3) 平成24年課長通知

平成24年課長通知の1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」とされている。

(4) 相続による財産の取得と法63条の規定の適用

民法882条及び896条の規定によれば、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものとされている。

したがって、遺産相続の場合に法63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなるとされている(問答集問13-6(答)(2)参照)。

なお、民法887条1項及び900条4号の規定によれば、被相続人の子は、相続人となり、子が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとされている。

(5) 要保護者に対する調査

法28条1項は、保護の実施機関は、保護の決定等のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況等を調査す

るために、当該要保護者に対して、報告を求め、又は当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立入り、これらの事項を調査させることができるものとしている。

(6) 扶養義務

ア 法4条2項は、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものと定めている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第5は、「要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。」としている。

(7) 次官通知、平成24年課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、本件の適用に関して、その内容も妥当なものであると認められる。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

(1) 法63条の規定の適用について

請求人は、姉の相続人として、請求人ほか4名の間での遺産分割協議の成立により、1248万1013円の預金を得たことが認められる。

そして、遺産相続の場合に法63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきである(1・(4))。そのため、処分庁は、姉の死亡時以降の期間に請求人に対して実施した保護については、法63条が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるのにも関わらず、保護を受けたとき」に該当する事実があるものとして、本件処分により、この間に支給された保護に要した費用の範囲で、請求人が返還すべき金額を決定したものと認められる。

法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、以て生活保護制度の趣旨を全うしようとするもの(東京高等裁判所平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載)であるから、処分庁が、上記のような経緯により、法63条の規定を適用して本件処分を行ったことには、違法・不当な点はないものといえることができる。

(2) 本件処分による返還金額について

請求人について、姉死亡の日に発生した法63条の規定にいう資力の額は1248万1013円であることが認められる。なお、資力を得るために生じた経費があれば、その額については、必要経費として資力の額から控除すべきであるが、本件において、請求人が上記資力の額を得るに当たって経費を支弁した事実を認めるに足りる資料は見当たらない。

一方、当該資力の発生以後に、請求人に対する保護の実施を行うに当たって〇〇区において支弁した月ごとの費用は、別紙返還金額算定表の「支給済み保護費」に記載された金額のとおりであり、返還対象期間である平成31年4月26日から令和2年8月4日までの合計額は870万9097円であることが認められ、請求人は同期間における支給済み保護費の額を上回る額の資力を有していたことが明らかである。

そうとすると、請求人が「資力があるにもかかわらず」受けた保護に要した費用は、上記支給済み保護費の全額である870万9097円であるということができるのであって、処分庁が、これを請求人において〇〇区に対して返還義務を負うべき金額と決定した本件処分は、前記1の法令等に則ってなされたものであり、かつ違算もないから、違法又は不当とすべき点を認めることはできない。

(3) 自立更生免除について

法63条の規定に基づく費用返還の取扱いについて、平成24年課長通知は、1・(3)のとおり、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」としているが、同時に「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」として、①から⑥までの控除を認めることができる場合について例示している（例えば、④「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」）。

しかしながら、前記(2)の資力を得たことに伴って、請求人において当該例示された自立更生等の費用に充てられたとして、控除を認めるべき事由に該当するような事情があったことは窺えない上、処分庁は、請求人の成年後見人として請求人の金銭管理を行っていた〇〇弁護士に対して、返還対象額から世帯の自立助長に必要なと認められる額を減算することができるので必要があれば連絡するよう求める文書を送付し、これに対する特段の申し出はなかったことから全額を返還対象額と決定しており、本件処分には、この点についての違法・不当はないものである。

3 請求人の主張について

これに対して請求人は、前記第3のとおり、本件処分の違法性、不

当性を主張する。

(1) 請求人の主張 1 及び 2 について

請求人は、処分庁が、請求人やその親族又は親族の代理人弁護士に対して、請求人主張の各事実に関する説明を行わず、漫然と生活保護が継続された、と主張する。

しかしながら、処分庁はこれらの事実を請求人やその親族又は親族の代理人弁護士に説明する義務を負うものではない。

また、請求人は、姉からの相続財産が請求人の預金口座に入金される令和 2 年 8 月 5 日以前には、直ちに生活のために活用できる収入等を現に有していたとは認められないから、生活保護を廃止した上で、他法他施策等を活用し、後期高齢者医療及び国民健康保険の負担割合の限度での医療費並びに生活費を自ら賄うことが可能であったとは認められない。そして、請求人について、法に基づく保護を継続するか、保護を廃止した上で後期高齢者医療及び国民健康保険の適用を受けるかのいずれかを選択することが可能であったとはいえない以上、姉が亡くなった平成 31 年 4 月以降も処分庁が請求人の保護を継続したことが保護の実施機関としての裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用し、漫然と生活保護費の支給を継続したものであるということもできない。

加えて、処分庁は、〇〇弁護士から姉の遺産分割協議が成立し、相続財産が請求人の預金口座に振り込まれた旨の連絡を受け、実際に請求人の預金口座に入金されていることを確認した後に速やかに保護の廃止手続を行っており、これは、法 63 条に基づく費用返還においては後期高齢者医療及び国民健康保険の限度額を超えた額が返還対象額となるため、返還額が更に拡大しないよう配慮した対応であったと認められること、本件処分による支給済み保護費の返還後もなお相当な金額が請求人の手元には残ること、請求人には成年後見人が選任され、請求人の金銭管理は法律の専門家である〇〇弁護士に委ねられていたこと、処分庁では、予め〇〇

弁護士に相続財産が費用返還の対象となる旨を説明しており、遺産分割協議が成立し、請求人自らが医療費や生活費を支払うことができるようになった場合には、〇〇弁護士からその旨が報告されるものとするのが通常であり、この点においても、処分庁が漫然と生活保護の支給を継続したものということもできない。

(2) 請求人の主張 3 について

請求人は、処分庁が、積極的に親族等に財産照会を行い、請求人が姉の法定相続人の地位を取得した事実を把握する必要があった、と主張する。

しかしながら、処分庁が法 28 条により調査権限があるのは、要保護者に対してのみであるから、親族らに対する調査権限を有するものではない（1・(5)）。

また、処分庁は、親族らに対して扶養照会を行うが、これは、扶養義務履行のための照会であり、請求人が主張するような、要保護者に関する積極的な財産調査の義務が処分庁にないことは明らかである（1・(6)）。

仮に、本件において処分庁がかかる積極的財産調査を行い、請求人が相続人となったことが判明したとしても、請求人に相続財産を取得することを強制することはできないのであるから、請求人に資力が発生したか否かの正確な実態は把握できないことには変わりなく、この点においても調査義務がないことは明らかである。

(3) 請求人の主張 4 について

請求人は、医療関連費用は「自立更生のためのやむを得ない用途に充てられた費用」に該当するから、例外的に費用返還の対象から除外すべきである、と主張する。

確かに、請求人に対する支給済み保護費の大半は医療扶助であったが、請求人が相続した財産をもって医療費の支払に充てられたという関係にはないから、これを請求人の自立更生の費用に充てられたものということとはできない。

以上によれば、本件処分が保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものとまでは認められない。

4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法・不当とすべき点を認めることはできない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙 (略)